

営業許可書

指令朝保 第1-49号
令和4年5月24日

住所又は主たる事業所の所在地 埼玉県志木市上宗岡5-13-19

氏名又は名称 柏産業株式会社
鈴木 祐一 様

埼玉県朝霞保健所長 湯尾 明



令和4年4月26日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により下記のとおり許可する。

- 記
- 1 営業所の所在地 埼玉県志木市上宗岡5-13-19
- 2 営業所の名称、屋号又は商号 柏産業株式会社

3 許可事項

営業施設符号 55・228・025171

営業の種類	許可の有効期間			許可の条件		
	年	月	日から			
食品の小分け業	4	7	1	10	6	30
		[以	下	余	白
]

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。